

関東経済産業局における法令違反への対応状況（平成30年度）

経済産業省では、製品安全4法の適正かつ的確な執行を図るため、規制対象となる製品について試買テスト及び立入検査等により法令遵守状況等の確認を行っています。

また、事業者からの自主申告や第三者からの申し出、事故情報の調査結果、都県・市による販売事業者への立入検査等により併せて確認を行っており、それらにより法令違反の疑いが認められたときには、事実関係について調査を行い、違反の事実が判明した場合には、事業者に改善を求め、必要な場合には法律に基づく措置をとっています。

当局は、一般消費者に危害を発生させるおそれのある違反事案については、当該製品の製造（輸入）事業者に対し経済産業局長名の文書による嚴重注意処分を行い、都度公表するとともに、必要な措置を講ずるよう求め、適切な改善等が行われたことを事業者からの報告により確認しているところです。

なお、一般消費者に危害を発生させるおそれの少ない違反事案については、当該事業者に対し、産業部長名の文書による注意処分を行っており、平成30年度に当局が対応した120件の事案の概要は以下のとおりです。

各事業者には、該当製品の出荷停止、適合性検査の受検、技術基準の適合確認、記録の保存、これらの対応がとれない場合は製品回収等の対応の他、再発防止策の徹底を求めています。

<製造（輸入）事業者に対する注意処分の概要>

（1）消費生活用製品安全法

注意処分件数：5件

主な対象品目：乗車用ヘルメット、乳幼児用ベッド、ライター

主な違反内容：技術上の基準に適合していなかった。

法の規定による義務を履行せずにPSマークを付して販売していた。

（2）電気用品安全法

注意処分件数：114件

主な対象品目：キャブタイヤコード、差込みプラグ、コードコネクタボディ、器具用差込みプラグ、アダプター、延長コードセット、コードリール、その他の家庭機器用変圧器、電気便座、家庭用温熱治療器、電気天火、電気ロースター、電気ホットプレート、電気フライヤー、その他の調理用電熱器具、電気髪ごて、その他の工作用又は工芸用の電熱器具、電気瞬間湯沸器、電熱シート、電熱マット、電気乾燥機、電気ポンプ、アイスクリームフリーザー、電気冷蔵庫、電気製氷機、事務用印刷機、毛髪乾燥機、換気扇、電気冷房機、電気加湿機、電気芳香拡散機、電気掃除機、電気床磨き機、電気洗濯機、電気脱水機、電気ドリル、電気ポリッシャー、浴槽用電気温水循環浄化器、エレクトロニックフラッシュ、蛍光灯ランプ、エル・イー・ディー・ランプ、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具、エル・

イー・ディー・電灯器具、電気消毒器（殺菌灯）、電子式金銭登録機、電子冷蔵庫、レコードプレーヤー、その他の音響機器、消磁器、テレビジョン受信機、テレビジョン受信機用ブースター、電子レンジ、超音波ねずみ駆除機、超音波加湿機、直流電源装置、電灯付家具、コンセント付家具、アーク溶接機、医療用物質生成器、リチウムイオン蓄電池

主な違反内容：製造（輸入）事業の届出を行わずにP Sマークのない製品を販売していた。
変更の届出を行わずにP Sマークを付して販売していた。
技術上の基準への適合確認を行わずにP Sマークを付して販売していた。
自主検査（記録の保存）を行わずにP Sマークを付して販売していた。
適合性検査（証明書の保存）を受けずにP Sマークを付して販売していた。

（3）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

注意処分件数：1件

主な対象品目：カートリッジガスこんろ

主な違反内容：技術上の基準に一部適合していなかった製品を販売していた。
使用者及び使用場所を考慮した安全設計に適合せずにP Sマークを付して販売していた。

以 上